

# 令和7年度第3回佐久市学校給食望月センター運営委員会会議次第

日 時 令和8年3月27日（金）

午後3時30分から

場 所 佐久市学校給食望月センター  
2階会議室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 会議事項

(1) 令和7年度給食会計について

(2) 令和7年度給食会計監査報告について

(3) 令和8年度学校給食物資納入業者の承認について

(4) 令和8年度学校給食望月センターの年間事業計画について

(5) 令和8年度佐久市学校給食会計の基本事項について

(6) その他

## 4 閉 会

令和 7 年 度

佐久市学校給食望月センター給食会計歳入歳出決算書

佐久市学校給食望月センター

## 歳入

(単位：円)

款項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	節		説明
					区分	金額	
1 給食費	1 給食費	31,623,140	31,063,200	△ 559,940	1 小学校	18,177,350	望月小学校 54,135食 × 300円 = 16,220,500円 2,459食 × 310円 = 762,290円 3,733食 × 320円 = 1,194,560円
					給食費		
2 中学校	給食費		12,050,870		望月中学校 30,811食 × 340円 = 10,475,740円 1,859食 × 350円 = 650,650円 2,568食 × 360円 = 924,480円		
3 給食センター	給食費		834,980		学校給食望月センター職員 958食 × 350円 = 335,300円 1,388食 × 360円 = 499,680円		
4 未収金							
2 補助金	1 補助金	1,396,856	1,634,578	237,722	1 補助金	1,634,578	米粉活用事業負担金(米粉活用事業) 佐久市 62,900円(6回分) JA佐久浅間 37,732円(3回分) 物産高騰対策事業補助金 佐久市 852,000円 (うち精算による返金 2,540円) 米価高騰対策支援事業補助金 佐久市 651,000円 (うち精算による返金 2,123円) 学校給食で使用する有機栽培米の負担金 35,609円
3 繰越金	1 繰越金	24,413	24,413	0	1 繰越金	24,413	前年度繰越金
4 雑収入	1 雑収入	5,591	2,779	△ 2,812	1 雑収入	2,779	預金利息 8/18 1,145円、2/16 1,634円
歳入合計		33,050,000	32,724,970	△ 325,030			

歳出

(単位：円)

款項	目	本年度予算額	本年度決算額	比較増減	節		付記		
					区分	金額			
1 事業費	1 調理費	32,596,274	32,627,449	31,175	1	主食費	5,658,085		
					2	牛乳代	7,012,353		
					3	副食費	19,765,673		
					4	返還金	183,418	望月小学校 望月中学校 望月センター	90,528 円 81,082 円 11,808 円
					5	手数料	7,920		
2 予備費	1 予備費	453,726	0	△ 453,726	1	予備費	0		
					歳出合計	33,050,000	32,627,449	△ 422,551	

歳入決算額 - 歳出決算額 = 97,521円 (次年度へ繰越し)

令和8年3月27日 提出

佐久市教育委員会 学校教育部 学校給食課長 小林 清彦

令和7年度 佐久市学校給食望月センター給食会計決算監査資料

歳入歳出残額調書

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
歳 入 合 計 額	32,724,970	
歳 出 合 計 額	32,627,449	
差 引 残 額	97,521	

歳入の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
給 食 費	31,063,200	別紙参照
補 助 金	1,634,578	米粉活用事業負担金(米粉活用事業) 佐久市 62,900円(6回分) JA佐久浅間 37,732円(3回分) 物価高騰対策事業補助金 佐久市 852,000円 (うち精算による返金 2,540円) 米価高騰対策支援事業補助金 佐久市 651,000円 (うち精算による返金 2,123円) 学校給食で使用する有機栽培米の負担金 35,609円
繰 越 金	24,413	前年度繰越金
雑 収 入	2,779	預金利子(JA佐久浅間) 8/18 1,145円、2/16 1,634円
合 計	32,724,970	

歳出の部

(単位：円)

区 分	金 額	備 考	
事 業 費	主 食 費	5,658,085	別紙参照
	牛 乳 代	7,012,353	別紙参照
	副 食 費	19,765,673	別紙参照
	返 還 金	183,418	別紙参照
	振込手数料	7,920	別紙参照
予 備 費	予 備 費	0	
合 計		32,627,449	

過年度分未納額及び今年度未納額（令和7年3月末日）

(単位:円)

学校名等	H26～R元年度まで未納なし				令和2年度	令和7年度	計	備考
	未納額	不納欠損	納入額	残額				
望月小学校	未納額	0	0	0	20,000	20,000	令和7年3月給食費未納分	
	不納欠損	0	0	0	0	0		
	納入額	0	0	0	0	0		
	残額	0	0	0	20,000	20,000		
望月中学校	未納額	0	27,380	0	0	27,380	R2年度未納金額27,380円 については、令和3年度納入済	
	不納欠損	0	0	0	0	0		
	納入額	0	27,380	0	0	27,380		
	残額	0	0	0	0	0		
合計	未納額	0	0	0	0	0		
	不納欠損	0	0	0	0	0		
	納入額	0	0	0	0	0		
	残額	0	0	0	0	0		

学校別給食費（令和7年4月～令和8年3月）

（別紙）

学校名等	月												年度計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
望月小学校	給食費 1,557,760	1,833,600	1,803,780	1,603,460	366,720	1,816,100	1,849,440	1,612,790	1,726,480	1,455,330	1,570,130	981,760	18,177,350
望月中学校	給食費 983,920	1,250,000	1,177,800	965,080	305,880	1,099,800	1,266,420	1,095,770	1,154,140	968,500	1,072,980	710,580	12,050,870
学校給食 望月センター	給食費 70,560	83,160	84,240	72,360	19,800	82,080	87,480	72,800	77,000	64,750	72,800	47,950	834,980
合計	給食費 2,612,240	3,166,760	3,065,820	2,640,900	692,400	2,997,980	3,203,340	2,781,360	2,957,620	2,488,580	2,715,910	1,740,290	31,063,200

その他	給食費												0
-----	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※その他は、試食会等です。

学校別給食実施日数・食数（令和7年4月～令和8年3月）

学校名等	月												年度計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
望月小学校	日数 17日	20日	20日	18日	4日	20日	21日	18日	19日	16日	18日	11日	202日
	食数 5,157食	6,070食	5,971食	5,308食	1,214食	6,012食	6,122食	5,358食	5,736食	4,835食	5,216食	3,328食	60,327食
望月中学校	日数 17日	20日	19日	16日	5日	18日	21日	18日	19日	16日	18日	12日	199日
	食数 2,873食	3,650食	3,439食	2,818食	893食	3,211食	3,697食	3,211食	3,382食	2,838食	3,144食	2,082食	35,238食
学校給食 望月センター	日数 17日	20日	21日	18日	5日	20日	21日	18日	19日	16日	18日	12日	205日
	食数 196食	231食	234食	201食	55食	228食	243食	208食	220食	185食	208食	137食	2,346食
合計	日数 16日	19日	22日	18日	9日	20日	19日	20日	19日	16日	19日	13日	210日
	食数 8,226食	9,951食	9,644食	8,327食	2,162食	9,451食	10,062食	8,777食	9,338食	7,858食	8,568食	5,547食	97,911食

※合計の日数は、望月給食センターの稼働日数です。

その他	日数												0日
	食数												0食

令和7年4月～令和8年3月分主食副食別給食物資購入代金

(単位:円, %)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期計	総合計	構成比
区分																
米飯代	226,800	280,800	243,000	167,400	64,800	199,800	1,182,600	270,000	388,121	221,184	193,536	290,304	172,800	1,535,945	2,718,545	8.38
パン・麺代	198,604	281,157	282,242	261,037	78,759	265,046	1,366,845	305,479	279,074	283,335	246,166	278,368	180,273	1,572,695	2,939,540	9.06
牛乳代	585,593	718,221	691,809	608,166	153,058	681,831	3,438,678	715,904	636,721	671,810	561,367	586,159	401,714	3,573,675	7,012,353	21.62
副食代	1,610,127	1,868,245	2,064,446	1,657,406	509,352	1,844,729	9,554,305	1,809,616	1,646,975	1,660,041	1,704,480	1,870,790	1,519,466	10,211,368	19,765,673	60.94
合計	2,621,124	3,148,423	3,281,497	2,694,009	805,969	2,991,406	15,542,428	3,100,999	2,950,891	2,836,370	2,705,549	3,025,621	2,274,253	16,893,683	32,436,111	100.00

(注) 給食物資購入代金の支払いは原則として月末締め翌月払い。

令和7年4月～令和8年3月 学校別返還金

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期計	総合計	備考
区分																
望月小学校	7,600	9,024	9,080	8,008	1,784	9,080	44,576	9,160	8,016	8,656	7,232	7,944	4,944	45,952	90,528	
望月中学校	6,680	8,040	7,960	6,596	2,080	7,600	38,956	8,326	7,320	7,820	6,460	7,320	4,880	42,126	81,082	
望月センター	0	0	1,440	1,152	288	1,440	4,320	1,512	1,296	1,368	1,152	1,296	864	7,488	11,808	
合計	14,280	17,064	18,480	15,756	4,152	10,520	80,252	18,998	16,632	17,844	14,844	16,560	10,688	95,566	183,418	

※ 返還金は、牛乳及びパン・麺停止者への返還金です。(毎月返還)

令和7年4月～令和8年3月 学校別振り込み手数料

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期計	総合計	備考
区分																
望月小学校	330	330	330	330	330	330	1,980	330	330	330	330	330	330	1,980	3,960	
望月中学校	330	330	330	330	330	330	1,980	330	330	330	330	330	330	1,980	3,960	
合計	660	660	660	660	660	660	3,960	660	660	660	660	660	660	3,960	7,920	

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	後期計	総合計	備考
区分																
支出合計	2,636,064	3,166,147	3,300,637	2,710,425	810,781	3,002,586	15,626,640	3,120,657	2,968,183	2,854,874	2,721,053	3,042,841	2,285,601	16,993,209	32,619,849	

令和7年度業者別給食物資購入状況

業 者 名	(単位：円)												合 計		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上半期合計	10月	11月	12月	1月	2月		3月	下半期合計
(公財)長野県学校給食会(パン・麺)	198,604	281,157	282,242	261,037	78,759	265,046	1,366,845	305,479	279,074	283,335	246,166	278,368	180,273	1,572,695	2,939,540
(公財)長野県学校給食会(一般物資)	189,104	186,065	212,853	160,189	23,641	121,831	893,683	107,328	120,651	92,894	126,945	140,455	227,452	815,725	1,709,408
協同乳業朝東日本営業本部信越支店	585,593	718,221	691,809	608,166	153,058	681,831	3,438,678	715,904	636,721	671,810	561,367	586,159	401,714	3,573,675	7,012,353
肉のやなぎざわ	333,218	322,292	386,386	261,753	109,658	287,061	1,680,368	347,303	322,235	266,988	241,740	348,375	261,831	1,788,472	3,468,840
物産園商店	256,726	242,037	360,348	165,575	65,861	308,236	1,398,803	417,901	125,032	478,699	189,118	327,049	248,162	1,785,961	3,184,764
物産園商店	3,266	7,122	9,979	2,132	816	6,033	29,348	3,674	4,899	13,381	3,583	5,171	4,218	34,926	64,274
長木屋	52,164	101,908	104,371	72,889	4,924	60,469	396,725	57,240	58,827	98,744	63,860	98,744	9,538	278,671	675,396
細置商店		12,382	6,807	5,950	1,805	3,243	30,187	3,570	2,864	25,139	3,406			44,517	74,704
佐久沼農業協同組合生活協賛センター(米飯)	226,800	280,800	243,000	167,400	64,800	199,800	1,182,600	270,000	83,993	99,838	254,390	241,506	132,409	1,196,516	2,418,008
佐久沼農業協同組合生活協賛センター(一般物資)	212,825	293,052	194,106	233,322	35,518	252,669	1,221,492	135,581	322,692	99,838				0	0
(農)比田井精米							0							0	0
尚光食品	158,823	200,655	154,307	156,258	82,053	175,924	928,020	69,465	84,521	34,010	164,511	139,245	104,249	596,001	1,524,021
武重精肉店	44,604	45,662	60,696	73,301	15,876	171,299	411,438	86,281	47,839	64,001	44,302	47,466	27,605	317,494	728,932
桐土屋フーズ	49,201	58,010	85,502	18,191	6,296	54,324	271,524	59,810	55,139	14,655	102,460	68,566	129,989	430,719	702,243
桐ナガキエウ小諸営業所	131,878	201,274	247,147	240,697	73,661	244,948	1,139,605	229,719	301,540	266,753	266,025	312,876	192,370	1,569,283	2,708,888
尚加藤醤油店	25,120		50,931	23,332	5,832	15,174	120,589	10,368	13,986	12,042	14,256			50,652	171,241
こまがた直売所							0							0	0
桐ヒラサワ	42,804	58,045	116,984	40,327			258,160	83,894	25,930		95,635	143,911	14,590	363,980	622,140
尚置月堂							0						45,450	45,450	45,450
桐木村屋							0						32,640	32,640	32,640
農事組合法人比田井精米							0		304,128	221,184	193,336	290,304	172,800	1,181,952	1,181,952
阿角 政道							0							0	0
尚井出養轉場							0							0	0
桐北山商店	10,774	11,499	9,370	9,944	4,644	3,343	49,574	23,099	11,024	10,704	15,703	10,333	18,861	89,724	139,298
東春隆会味噌加工所							0	1,120	1,260				2,520	4,900	4,900
尚富藤幸太郎商店							0							0	0
協同食品桐長野工場	87,546	118,063	52,304	121,197	44,388	80,062	503,560	116,997	78,711	138,584	97,837	62,866	43,316	538,311	1,041,871
木内福業							0							0	0
望月学校給食応援団				15,291	27,123	56,769	99,183	43,309	30,750	20,800				94,859	194,042
桐えのきポーヤ	12,074	10,179	12,355	6,879	2,316	12,285	56,088	4,914	18,462	6,879	12,214	13,127	8,494	64,090	120,178
(同)小山農園					4,940	11,039	13,979		2,960						0
望月中学校5組							0		7,633	15,930	8,495	9,644	5,212	54,957	54,957
(資)和泉屋商店							0							0	0
佐久沼農協 しろかばアイス・ヨーグルト工場							0							0	0
農事組合法人矢島いさいき会							0						10,560	10,560	10,560
炊飯センター御澤	2,621,124	3,148,423	3,281,497	2,694,009	805,969	2,991,406	15,842,428	3,100,999	2,950,891	2,836,370	2,705,549	3,025,621	2,274,253	16,893,683	32,386,132

令和7年度 佐久市学校給食望月センター給食会計決算監査報告書

監 査 対 象 期 間

令和7年 4月 1日より

令和8年 3月27日まで

収 入 金 額 32,724,970 円

---

支 出 金 額 32,627,449 円

---

差 引 金 額 97,521 円


---

審査結果

佐久市学校給食センター条例施行規則第19条に基づき、令和7年度学校給食望月センター給食会計の決算監査をしましたところ、諸帳簿及び領収書並びに伝票等も含め整備されており、正確、適正でありましたことを報告いたします。

令和7年 3月27日

佐久市学校給食望月センター運営委員会監事

望月小学校校長 市川 英臣 

望月中学校  
PTA研修厚生部長 千野 のり子 

佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定要領

平成17年4月1日  
教育委員会決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、学校給食用物資の納入の円滑と適正を図るため、学校給食用物資納入業者(以下「業者」という。)の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 業者の申請手続は、次のとおりとする。

- (1) 申請期間 毎年1月10日から1月末日まで
- (2) 申請時の提出書類 佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定申請書(様式第1号)

(指定基準)

第3条 業者の指定基準は、次のとおりとする。

- (1) 立地条件  
営業所が佐久市内にあること。ただし、必要物資で調達困難な食品は、この限りでない。
- (2) 衛生状況  
ア 保健所の監視評点が良好であること。  
イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。  
ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。
- (3) 供給能力  
ア 仕入、製造及び加工能力が相当で、所要量を供給し得ること。  
イ 指示する日時までに納入ができること。
- (4) 信用状況  
ア 事業経歴及び経営状態が良好であること。  
イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。  
ウ 納税義務が履行されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(指定通知)

第4条 申請のあった業者の指定の決定は、学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の審査に付し、その承認を得た後、次の手続を経て行うものとする。

- (1) 運営委員会の承認を得た業者に対して、佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定通知書(様式第2号。以下「指定通知書」という。)を発行する。
- (2) 指定通知書を受けた業者は、誓約書(様式第3号)を学校給食センターに提出する。
- (3) 前号の手続を完了した業者を業者指定台帳に登載する。

(指定期間)

第5条 指定の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、その更新については、運営委員会が決定する。

2 年度の途中で指定を受けた場合の指定の有効期間は、その年度の終了までとする。

(指定の取消し等)

第6条 誓約に違反し、又は運営委員会において不相当と認めるときは、指定を取消し又は一時停止することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。







## 佐久市学校給食センター給食会計の基本事項（令和8年度）

（根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則）

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
- 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
  - （1）小学生 310円
  - （2）中学生 350円
  - （3）職員 小学校職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員は中学生と同額とする。  
ただし、令和8年度に実施する食材費高騰に伴う影響額に対する上乗せ補助「学校給食費物価高騰対策事業」は、児童・生徒を対象とした保護者負担の軽減を図るものであり、当該事業の本旨から職員分を算定に含めることはできないため、当該負担分として上記にそれぞれ50円を加算する。
  - （4）給食試食者 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記（1）（2）に準じるものとする。  
ただし、令和8年度に実施する食材費高騰に伴う影響額に対する上乗せ補助「学校給食費物価高騰対策事業」は、児童・生徒を対象とした保護者負担の軽減を図るものであり、当該事業の本旨から給食試食者分を算定に含めることはできないため、当該負担分として上記にそれぞれ50円を加算する。
- 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。  
ただし、前項（1）及び（2）の区分においては、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで、「小学校の給食費」は、国・県から交付される「給食費負担軽減交付金」を活用し、国・県の交付金との差額分を市が上乗せ補助することや、更には食材費高騰による影響分を国の補助金の活用により給食費に上乗せ補助して、その全ての金額を「保護者負担なし」とする。  
「中学校の給食費」は、食材費高騰による影響分を国の補助金の活用により給食費に上乗せ補助して、保護者負担の軽減を図る。1食単価（日額）の保護者実質負担額は以下のとおりとする。
  - （1）小学生 保護者実質負担額 0円
  - （2）中学生 保護者実質負担額 350円なお、前項（3）及び（4）の区分においては「学校給食費物価高騰対策事業」の対象外とする。
- 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター事務担当職員（以下、「事務担当職員」という。）に提出するものとする。  
給食実施予定には、行事等の欠食や短縮日課に伴う時間変更を記載する。  
行事等の欠食がある場合、「給食人員変更届」を合わせて提出する。  
その後変更が生じた場合は、給食センターが定める期限までに報告する。  
なお、給食実施予定提出後、行事等が中止となった場合での給食提供は行わないため、お弁当対応とする。
- 6 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。  
なお、3月分については変更ができないものとする。

7 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合【給食人員変更届】により事務担当職員に報告するものとする。この場合、土・日・祝日を除き3日後から変更できるものとする。

なお、3月分については変更ができないものとする。

8 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。

9 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。

10 給食費は、9で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。

学校は、指定日（20日前後）までに指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）

11 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

12 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）  
ただし、副食についての返金は、できないものとする。

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。

また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別 表 （令和8年度）

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	0円	0円	0円	0円
中 学 校	76円	43円	75円	73円